

岡山県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画

(第4管理期間)
平成30年7月1日公表

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県では、くろまぐろを目的とした漁業は行われておらず、通常、同魚種は漁獲されない。しかし、くろまぐろの漁獲動向は年や地域により大きく変動している上に、同魚種は広域に回遊することから、本県地先海面においても混獲される可能性は否定できない。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、同資源の安定的で持続的な利用に寄与するため、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県に対し定められた数量（以下、「知事管理量」という。）について、本県の漁業実態に応じた管理措置を講じることとする。
- 3 また、知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要がある。そのため、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう、漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量のうち知事管理量に関する事項

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 (以下、「小型魚」という。)	0.1トン
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚 (以下、「大型魚」という。)	1.0トン

- 1 国が知事管理量を改定した旨公表した場合、それに伴って本計画の知事管理量も改定されたものとする。なお、その旨はホーム

ページ等を通じて公表する。

- 2 前項により数値が改定になった場合は、岡山海区漁業調整委員会に報告するものとする。
- 3 農林水産大臣が、国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量（以下、「全国数量」という。）を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量とともに公表した場合は、本県の上表の知事管理量が消化されていなくとも、その時点における本県の採捕の数量をもって上表の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

区 分	小型魚	大型魚
漁船漁業等の割当量	0.1 トン	1.0 トン

- 1 上表の漁船漁業等とは、漁船を用いて行われる定置漁業を含む全ての漁業のことをいう。ただし、養殖業は除く。
- 2 本県は、知事管理量が極めて少なく、これを採捕の種類別、海域別又は期間別に割り当てることは困難であることから、国が定める管理期間中は、漁船漁業等に全て割り当てて管理する。
- 3 国が知事管理量を改定した旨公表した場合は、それに伴って本計画の漁船漁業等の割当量も同様に改定されたものとする。なお、その旨はホームページ等を通じて公表する。
- 4 前項により数値が改定になった場合は、岡山海区漁業調整委員会に報告するものとする。
- 5 本県は、漁船漁業等の広域管理に参加し、次のように取り組む。
 - (1) 漁船漁業等の広域管理に参加する府県は、それぞれの都道府県計画において当初定めた漁船漁業等の割当量を合計した数量（以下、「漁船漁業等の広域管理量」という。）を共同で管理する。なお、第3項により改定された場合も同様とする。
 - (2) 次の府県に加え、国と共に広域管理の体制を構築する。

小型魚	岡山県、山形県、大阪府、佐賀県、大分県、沖縄県
大型魚	岡山県、山形県、大阪府、佐賀県、大分県

(3) 農林水産大臣が、広域管理に参加する府県における漁船漁業等による採捕の数量の累計が、次に示す漁船漁業等の広域管理量（第1号により改定された場合はその数量）を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量とともに公表した場合は、本県の漁船漁業等の割当量が消化されていなくとも、その時点における本県の採捕の数量をもって本県の漁船漁業等の割当量とする。

区 分	小型魚	大型魚
漁船漁業等の広域管理量	1.8 トン	4.1 トン

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 基本的管理措置について

知事管理量が極めて少ないことをふまえ、生きた個体を採捕した場合は再放流し、採捕及び再放流の内容を記録する。

2 緊急報告体制について

(1) 各漁業協同組合は、くろまぐろが採捕された場合、その数量を問わず、速やかに本県に一報の上、本県の規則に基づき、採捕の数量報告をする。なお、再放流した場合も同様とする。

(2) 本県への一報は、くろまぐろを採捕した組合員から所属する漁業協同組合へ電話等で報告し、その内容を受けた漁業協同組合から本県水産課宛に FAX 等を用いて行うものとする。

(3) 各漁業協同組合は所属する組合員との間に、本県は各漁業協同組合との間に、土日祝祭日、年末年始等の閉庁時を含む

連絡網を別に定めるものとする。

- (4) 一報を受けた本県は、各漁業協同組合に対し、その内容を通知する。それを受けた各漁業協同組合は、所属する組合員とその内容を共有する。
- (5) 本県は、くろまぐろの漁獲は混獲のみのため、採捕の報告が漁業協同組合からあった際は、速やかに国に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

3 早期是正措置について

- (1) 本県は海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下、「法」という。）第8条第2項の規定に基づき、小型魚及び大型魚の県下全体の採捕の数量が第2又は第3の数量の7割を超えた時点で、知事管理量を超えるおそれがあると認め、当該採捕の数量とともにその旨を公表するものとする。
- (2) 広域管理に参加する府県の小型魚及び大型魚の採捕の数量の合計が、漁船漁業等の広域管理量の7割を超えた場合は、当該時点で農林水産大臣が当該採捕の数量を公表する。この際、当該公表がされた時点で前号の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該公表をもって本県の前号の公表とする。
- (3) 全国の小型魚及び大型魚の採捕の数量の合計が、全国数量の7割を超えた場合は、当該時点で農林水産大臣が当該採捕の数量を公表する。この際、当該公表がされた時点で第3項第1号の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該公表をもって本県の同号の公表とする。
- (4) 本県は前各号の公表がなされた後、速やかに法第9条第2項の規定に基づき、次の措置を本県管内の漁業者等に対し勧告するものとする。

ア 生きた個体を採捕した場合は、全て再放流し、その内容を記録する

イ 再放流の記録について、その履行確認については、当該漁業者が所属する漁業協同組合が責任をもって行う

- 4 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理については、次のとおりとする。

- (1) 本県は、管内の漁業者へ前項第 4 号の措置をした際は、管内遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この際、本県は国に対し当該内容を速やかに伝達するものとする。
- (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が明らかでないことから、本県は国と協力し、ホームページ等を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

- (1) 農林水産大臣が、知事管理量、全国数量又は漁船漁業等の広域管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、当該採捕の数量とともに通知又は公表した場合は、その時点における当該都道府県の採捕の数量をもって知事管理量又は漁船漁業等の割当量となることから、当該公表の時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- (2) 法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令をする際は、漁業者のみならず、本県の水面での遊漁者もその対象とする。